



## 差し押さえた財産をヤフオクで公売します インターネットオークションを実施

市は、市税の滞納処分として差し押さえた財産を、ヤフー株式会社が運営するインターネットオークションを利用して公売します。オークションへの参加方法や出品物などの詳細は、「ヤフー・ジャパン」のトップページから「ヤフオク!」に入り「官公庁オークション (https://koubai.auctions.yahoo.co.jp)」のページで確認してください。

問い合わせは、納税課特別整理担当(☎321-1225)へ。

●参加申込期間=7月5日(木)午後1時～23日(月)午後11時  
●入札期間=7月30日(月)午後1時～8月1日(水)午後11時

### ■公売財産の出品物

売却区分番号	種別	内容	最低入札価格	公売保証金
30-1	バッグ	ショルダーバッグ	2万円	2,000円
30-24	軽自動車	スズキ ワゴンR (平成22年登録、走行距離14万418km)	5万5,000円	5,500円
30-25	大型自動二輪車	ホンダ CB750 (昭和48年登録、走行距離4万9,660km)	32万2,000円	3万2,200円
30-26	普通自動二輪車	スズキ CJ42A (走行距離8,350km)	7,300円	800円

### ■出品物の下見会

出品物30-24、-25、-26を直接見られる下見会を開催します。オークションに参加しない人も入場できます。

●日時=7月11日(水)午前10時～午後3時 ●会場=市役所南側駐車場



軽自動車



大型自動二輪車



## 過年度分の申請も受け付けます 国民年金保険料の免除申請は7月2日から

7月2日(月)から、今年度(7月～来年6月)の国民年金保険料の免除申請と納付猶予申請を受け付けます。過年度の申請は、申請日からさかのぼって2年1か月前の月分まで受け付けます。必要な物を持って、窓口で申請してください。

保険料の免除と納付猶予の申請は、原則として毎年必要です。昨年度、全額免除や納付猶予に該当した人で、継続申請が承認されている人には、日本年金機構高崎広域事務センターから結果が通知されます。

問い合わせは、保険年金課年金担当(☎321-1238)へ。

### ■申請窓口と必要な物

●窓口=市役所1階15番窓口保険年金課、各支所市民福祉課 ●必要な物=年金手帳、マイナンバーカード(個人番号カード)か通知カード\*、失業中の人は「雇用保険離職票」か「雇用保険受給資格者証」、代理人

が申請する場合は本人の印鑑(朱肉を使用する物)と代理人の身分証明書と「委任状」

※通知カードの場合は運転免許証などの身分証明書も必要です

### ■保険料免除制度

前年の所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料が免除されるものです。「全額」・「4分の3」・「半額」・「4分の1」の4段階で、所得に応じて免除申請ができます。所得審査の対象は、申請者本人と配偶者、世帯主の所得です。一定以上の所得がある配偶者や世帯主がいる場合は免除を受けられないこともあります

### ■納付猶予制度

学生を除く50歳未満の人を対象として、保険料の納付が猶予されるものです。所得審査の対象は、申請者本人と配偶者の所得です。免除制度とは異なり、世帯主の所得は審査対象になりません

### ■65歳以上の人の介護保険料(平成30年度から3年間)

所得段階	課税状況など	保険料年額	
1	・生活保護を受けている人 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、 本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下	34,900円	
2	世帯全員が 市民税非課税	本人の合計所得+課税年金収入が80万円超～120万円以下	54,300円
3		本人の合計所得+課税年金収入が120万円超	58,200円
4	本人が市民税非課税で、 他の世帯員が市民税課税	本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下	66,000円
5		本人の合計所得+課税年金収入が80万円超	77,700円
6		本人の合計所得が120万円未満	93,200円
7		本人の合計所得が120万円以上200万円未満	101,000円
8		本人の合計所得が200万円以上300万円未満	116,500円
9	本人が 市民税課税	本人の合計所得が300万円以上330万円未満	124,300円
10		本人の合計所得が330万円以上410万円未満	139,800円
11		本人の合計所得が410万円以上770万円未満	147,600円
12		本人の合計所得が770万円以上	155,400円

**介護保険料の減免申請**  
災害で住宅などに著しい損害を受けた、倒産・解雇で収入が著しく減った、などの理由で保険料の納付が困難なときは、減免制度を利用できる場合があります。年度当初からの減免を希望する人は、7月31日(火)までに、市役所2階介護保険課各支所市民福祉課で申請してください。

**介護保険料の決定通知書を7月13日(金)に発送します**  
対象は65歳以上の人了。年金受給額が年額18万円以上の人には、年金からの天引きです。天引き以外の人は、納付書払いや口座振替で納付してください。納付書での第1期の納期限は、7月31日(火)です。  
納付書払いの人で第2期以降に口座振替で納付を希望する人は、取扱金融機関で申し込んでください。

## ▶▶▶一定以上の所得がある人の負担割合が最大3割になります

8月から、介護サービスの利用で本人が負担する金額(自己負担額)の割合が、下表に該当する人は2割または3割になります。該

当しない人は、これまでどおり1割です。現在、介護認定を受けている人には、7月中に負担割合を記載した「負担割合証」を郵送します。

# 3年に1度の見直しを実施 65歳以上の介護保険料を改定しました

市は、平成30年度から3年間の介護保険料を左表のとおり改定しました。  
今回の改定では、12段階ある所得段階の全てで、保険料額が増額す。

■問い合わせ先 介護保険課 (☎321-1219)

になりまし。主な理由は、高齢者や介護サービス利用者の増加による介護給付費の増大と、介護報酬が引き上げられたことなどで

